

医推第147号  
令和2年4月27日

(一社)岡山県歯科医師会長 } 殿  
(一社)岡山県病院協会長 }

岡山県保健福祉部医療推進課長

歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて

保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和2年4月24日付け、事務連絡で厚生労働省医政局歯科保健課及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課から「歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」の事務連絡がありましたので、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

また、本事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療等を行う医療機関について一覧を作成し、厚生労働省のホームページで公表されることとなりました。

つきましては、本事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は「歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の調査票」を当課あて電子申請サービスによりご提出頂きますよう、貴会員への周知について併せてお願いいたします。

なお、調査対象となる電話や情報通信機器を用いた診療等を行った場合は、所定の様式により実施状況について調査票の提出をお願いいたします。

これらの手続き等につきましては、下記ホームページからご覧頂けます本通知掲載ページにてご案内しています。

記

【岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ】

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>

【岡山県電子申請サービス】

手続き名：【歯科診療を行う病院・診療所限定】歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の調査票